

東京大学創薬機構内規

平成18年10月25日
総長 裁定
平成22年11月9日改定
平成23年2月8日改定
平成27年3月26日改定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学創薬機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、生物機能を制御する合成小分子化合物に関する研究及び創薬研究を推進するとともに、国内外の大学・研究機関との連携ハブ拠点の役割を果たすことにより、その発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 機構においては、前条の目的を達成するため、生物機能を制御する合成小分子化合物及び創薬に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国内外の大学・研究機関との連携の推進
- (2) 研究の推進
- (3) 研究に必要な会議の開催
- (4) 研究成果の社会への還元
- (5) その他前条の目的達成のために必要な業務

(組織等)

第4条 機構に、室員として特任教員及び特任専門員等を置くことができる。

- 2 常勤の教員又は職員に室員を兼ねさせることができる。
- 3 前2項の教員の選考は、東京大学総長室総括委員会内規及び東京大学総長室総括委員会教員選考に関する申し合せによるものとする。

(機構長)

第5条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教授のうちから総長が指名する。
- 3 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置くことができる。

- 2 副機構長は、本学の教授又は室員のうちから機構長が指名する。
- 3 副機構長の任期は、機構長が定める期間とし再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副機構長を指名する機構長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 機構長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザリーボード)

第8条 機構に、機構に関する重要事項について機構長の諮問に答えるため、東京大学創薬機構アド

バイザリーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置く。

2 アドバイザーボードに関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第9条 機構に関する事務は、薬学系研究科・薬学部事務部で行う。

（補則）

第10条 この内規に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成18年10月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年11月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から実施する。